

キャッシュカード規定

第1条（カードの利用）

普通預金（総合口座取引・カードローン取引の普通預金および無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会・通帳記入などの取引が可能な機器（以下「ATM」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫が共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等のATMを使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当金庫および当金庫が共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等のATMを使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および当金庫が共同利用による振込業務を提携した金融機関等のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

なお、上記第1号の現金預入業務を提携した金融機関等、第2号の現金支払業務を提携した金融機関等、第3号の振込業務を提携した金融機関等について、以下「提携金融機関」といいます。

第2条（ATMによる預金の預入れ）

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳（提携金融機関のATMを利用の場合は、カードのみに限ります。）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当金庫または提携金融機関所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または提携金融機関所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について、カードによる預入れがあった場合には、カード発行時に同時に発行しました「現金自動預金機専用通帳」に、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

第3条 ATMによる預金の払戻し

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当金庫または提携金融機関所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および提携金融機関のATMによる1日あたりの払戻しについて、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および提携金融機関のATMによる1日あたりの払戻回数について当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引・カードローン取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（ATMによる振込）

- （1）ATMを使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （3）前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金融機関のATMによる1日あたりの振込について、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- （4）第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金融機関のATMによる1日あたりの振込回数について、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

第5条（ATM利用手数料等）

- （1）ATMを使用して預金の預入れまたは預金の払戻しをする場合には、当金庫または提携金融機関所定のATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- （2）ATM利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金融機関のATM利用手数料は、当金庫から提携金融機関に支払います。
- （3）振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金融機関の振込手数料は当金庫から提携金融機関に支払います。

第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- （1）代理人（ご本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、ご本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- （2）代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名はご本人名義となります。
- （3）代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

第7条（ATMが故障時等の取扱い）

- （1）停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- （2）停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫がATM故障時などの取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- （3）前第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- （4）停電、故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料金額および振込手数料金額の

通帳記入は、通帳が当金庫のATMで使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第9条（カード・暗証番号の管理等）

- (1) 当金庫は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当金庫がご本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを、当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにご本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、ご本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって、ご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、ご本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第11条（盗難カードによる払戻し等）

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、ご本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、ご本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがご本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、ご本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前第2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難にあわれた日（当該盗難にあわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には当金庫は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれか

に該当する場合

- A. ご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B. ご本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C. ご本人が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定のATMを使用して変更することができます。ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項における書面による届出の必要はありません。

第13条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（ATMへの誤入力等）

- (1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金融機関のATMを使用した場合の提携金融機関の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻し請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードはお客様自身がハサミ等で裁断のうえ廃棄してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫がご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第16条（譲渡・質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規

定および振込規定により取扱います。

第18条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

（付則）

当金庫キャッシュカード所有のお客様は、通帳でも当金庫ATMで払戻しができますので、カードと同様に通帳・印鑑の保管には十分ご注意ください。

本規定の各条項は、通帳を使用した当金庫ATMでの払戻しの場合にも準用します。

【ICカード特約】

第1条（特約の適用範囲）

- （1）この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- （2）この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- （3）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

第2条（ICカードの利用）

ICカードは、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会・通帳記入などの取引が可能な機器（以下「ICカード対応ATM」といいます。）を使用して次の場合に利用することができます。

- （1）当金庫所定のICカード対応ATMを使用して預金に預入れをする場合
- （2）当金庫所定のICカード対応ATMを使用して預金の払戻しをする場合
- （3）当金庫所定のICカード対応ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- （4）その他当金庫所定の取引をする場合

第3条（ICカードの有効期限）

ICカードの有効期限はありません。

第4条（ICカードの発行時における手数料の取扱い）

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第5条（ICカード以外のカードへの変更）

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更することはできません。

【生体認証 I Cカード特約】

第 1 条（特約の適用範囲）

- (1) この特約は、当金庫が発行する I Cカードのうち、生体認証機能が付加された I Cカード（以下「生体認証 I Cカード」といいます。）を利用するにあたり、特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定および I Cカード特約の一部を構成し、この特約で定める事項は、当金庫カード規定および I Cカード特約で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、当金庫カード規定および I Cカード特約により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、当金庫カード規定および I Cカード特約の定義によるものとします。

第 2 条（生体認証の利用範囲）

- (1) この特約において生体認証とは、ご本人の指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）を生体認証 I Cカードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、ご本人の生体情報と生体認証 I Cカードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。
- (2) 生体認証を行うことができる A T M は、当金庫が定めるものとします。

第 3 条（生体情報の記録・変更）

- (1) 生体認証対象取引は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法で生体認証 I Cカードに生体情報を記録したときから利用可能となります。
- (2) 生体認証 I Cカードの更新や再発行を受けた場合も、あらためて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 I Cカードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
- (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証 I Cカードに記録した生体情報を、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により変更することができます。
- (4) 生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証の利用をお断りすることがあります。
- (5) 生体認証 I Cカードに記録された生体情報は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により削除することができます。

第 4 条（生体認証の実施）

- (1) 生体認証 I Cカードを用いて、生体認証対応 A T M により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応 A T M の操作の際に使用された生体認証 I Cカードが、当金庫がご本人に交付した生体認証 I Cカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証 I Cカードに記録された生体情報と一致することを、当金庫所定の方法により確認いたします。
- (2) ご本人および代理人は、生体認証対応 A T M の故障等により生体認証を行うことができない場合には、当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。

第 5 条（個人情報等）

ご本人および代理人は、当金庫が、生体認証対応 A T M による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証 I Cカードに生体情報を記録・保管することに同意するものとします。

第6条（生体認証ICカード以外のICカードへの変更）

生体認証ICカードの利用をやめ、生体認証ICカード以外のICカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口申し出て下さい。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

【デビットカード取引規定】

第1条（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫がカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引・カードローン取引の普通預金および無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）その他、当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）

ただし、規約所定の間接加盟店契約に基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）

ただし、規約所定の組合規約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条（利用方法等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して下さい。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

第5条（暗証番号の照合等）

当金庫が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の引落しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、この引落しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

第6条（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第9条第1項および第2項中「ATM」とあるのは、「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「ATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

【Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定】

第1条（適用範囲）

(1) 当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、第3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。

なお、本規定におけるキャッシュカードは、当金庫が普通預金（総合口座取引・カードローン取引の普通預金および無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）についてカード規定に基づいて発行した個人のカード（以下「カード」といいます）をいいます。

(2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者ご本人に限ります。

(3) 本サービスは、当金庫が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

したがって、貯蓄預金カード、法人カードおよび代理人カードは、本サービスをご利用いただけません。

第2条（利用方法等）

(1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。

- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合は、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
- ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ③ 自らが本サービスの停止を申し出た場合
- (4) 当金庫が本サービスを利用することのできない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

第3条（預金口座振替契約等）

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当金庫と預金者の中で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当金庫に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。
- 預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引落すことができるものとします。
- (2) 収納機関の指定する振替日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日）において、請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引・カードローン取引による当座貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

第4条（預金口座振替契約の解約）

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。
- (2) 前条第1項にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。
- (3) 前項において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印鑑を持参のうえ当金庫本支店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行ってください（カードによる解約依頼はできません）。
- (4) 解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前条により預金口座振替契約が成立し

たものとして取扱います。

第5条（本サービスを利用する機能を停止する場合）

- (1) 本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出ることにより停止することができます。当金庫がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) また、この申し出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出てください。

第6条（カード・暗証番号の管理等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の届出はできません。また、暗証番号は他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに預金者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前条第1項に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。
- (2) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第7条（免責事項）

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他事項があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

第8条（規定の準用）

この規定に定めのない事項について、カード規定に定めがある場合には、カード規定により取扱います。

第9条（規定の変更届等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

R 3. 4. 1